

別紙

## 福祉サービス第三者評価の結果

### 1 評価機関

名称：株式会社 マスネットワーク	所在地：長野県松本市巾上 13-6
評価実施期間：平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） 060802 060972 060872 050231	

### 2 福祉サービス事業者情報（平成 27 年 4 月 1 日現在）

事業所名：信濃学園 （施設名）	種別：福祉型障害児入所施設	
代表者氏名： 理事長 和田 恭良 （管理者氏名） 所長 佐藤 靖	定員（利用人数）：30 人（利用現員 27 人）	
設置主体：長野県 経営主体：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	開設（指定）年月日： 昭和 26 年 4 月 1 日	
所在地：〒390-1401 長野県松本市波田 4417-8		
電話番号：0263-92-2078	FAX 番号：0263-92-5729	
ホームページアドレス： <a href="http://park7.wakwak.com/~shinano/">http://park7.wakwak.com/~shinano/</a>		
職員数	常勤職員： 40 名 非常勤職員 2 名	
専門職員	（専門職の名称） 所長 1 名 医師 2 名	
	看護師 2 名 栄養士 1 名	
	支援員 33 名（児童発達支援員 1 名・心理支援員 1 名含む） 事務職 3 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等） 食堂 4 室 洗面所 5 室 便所 5 室
	1 人部屋 20 室 2 人部屋 5 室	医務室 1 室 相談室 1 室 浴室 5 室 静養室 2 室 家庭生活室 2 室

### 3 理念・基本方針

#### 【基本理念】

1. 私たち職員は、障がいのある利用者一人ひとりが、かけがえのない人生を歩んでいることを認識し、その個性と人格を尊重した援助を進めます。
2. 私たち職員は、利用者に障がいがあっても限りなく成長、発達していくことを理解して、いつまでも励ましや賞賛を忘れません。
3. 私たち職員は、常に援助者としての立場を自覚して利用者と共に行動し、快適に暮らせる施設づくりに努めます。
4. 私たち職員は、県立施設としての役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと手を携えて、地域と共に歩む施設づくりに努めます。
5. 私たち職員は、援助者としての専門性を高めるため、常に研鑽に努めます。

#### 【基本方針】

1. 小集団のユニット(寮舎)での生活をとおして、利用者の安心・安全を確保し、一人ひとりのニーズに即した専門的療育の提供に努め、集団生活においても利用者一人ひとりが自分らしく安心して生活できるよう家庭的な「暮らし」の創生や社会体験等の充実を図りながら利用者の発育・発達を促進します。

2. 施設利用の「有期有目標」の考えのもとに、利用者の望ましい将来像を描きながら、保護者とともに個別支援計画を策定して支援します。
3. 利用者が地域に戻って生活(地域生活移行)ができるように、家族をはじめ児童相談所や学校、市町村を含む地域自立支援協議会等関係団体や関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。
4. 18歳以上の利用者については、日中活動の充実を図り、地域生活移行を優先課題として支援します。
5. 入所にあたっては関係機関との連携を図るとともに、特に社会的養護が必要な障がい児を優先的に進めます。
6. 利用者及び保護者の意見・要望に耳を傾け、またサービスの適性性の検証を行うとともに、職員の自己及び相互の研鑽を奨励し、より質の高いサービスの提供に努めます。
7. 短期入所、日中一時支援、こまくさ教室等のセーフティーネット機能の充実を図り、在宅障がい児への療育支援に努めます。
8. 学園の現状や実績を公開・発信して、地域の方々の理解・協力を得て、開かれた施設運営に努めます。
9. 利用者が地域住民の一員として当たり前のように生活できるよう、学園は地域との連携を強化します。

#### 4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

1. 「社会体験事業」  
将来の地域生活移行を見据えて様々な社会体験や生活体験を通じて地域で暮らしていく力を高められるよう利用者のニーズに合わせて積極的に企画・実施します。余暇、文化活動において、公共機関の利用料、文化施設等への入場料、買い物体験、外食などの経費を援助します。
2. 「各種療法」  
外部の講師等による音楽療法・作業療法・心理療法を実施し、利用者の生活の質の向上を目指します。
3. 「自閉症療育支援事業」  
自閉症等発達障がいを併せ持つ利用者の生活の安定及び発達の促進を図るとともに学園の職員個々の療育支援の技量向上と療育体制構築の基盤作りを目的として実施します。外部講師を招き、専門的療育支援(視覚化等による構造化された支援)の実践課程について指導、評価を受けます。事業実施の目的、経過、効果、課題などを取りまとめて報告書を作成します。
4. 「こまくさ教室」  
在宅の障がい児及びその家族への療育支援の場として年8回開催し、専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの相談に応じるとともに、年1回公開講座を開催することで療育への関心が高まるよう努めます。

#### 5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	4回(平成 24年度)
---------------	-------------

## 6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### 特に良いと思う点

#### 人員配置の充実と地域移行への支援

多くの利用者が日中は養護学校に通っている状況でありながら、職員配置は、ほぼ1対1という恵まれた配置で、行動障害などがある利用者への見守り・支援が行われている。また、施設退所後、地域生活移行を見据えて様々な生活体験を通じ地域で暮らしていく力を高めていくため、利用者のニーズに合わせ、交通機関の利用、買い物、文化施設の入場、外食など寮単位に積極的に企画・実施、支援体制に努めている。

#### 療育の技量向上と社会資源の活用

自閉症など発達障害を併せ持つ利用者における生活の安全及び発達の促進を図るとともに職員の療育技量向上に努めている。  
そのために地域医療機関等から外部講師を招き専門療育支援（視覚化等により構造化された支援）の実施過程に指導・評価を受けるなどにより効果、課題など明確化し、支援の充実に努めている。また、事業団の他施設や地域の団体等、多くの社会資源と連携し広く社会に開かれた自立に向かった支援を行っている。

#### 個別支援計画作成の統一と情報共有の工夫

個別支援計画は、個別支援計画の作成から支援の実施、支援経過記録、評価、モニタリングまでの手順や考え方、記録の仕方、誰が観ても分かりやすく書面化され周知の工夫がなされている。記録は、毎日詳しい記録が行われ施設内のネットワークを利用し部門を越えた情報共有が出来ている。

### 特に改善する必要があると思う点

#### 施設の老朽化とメンテナンスの遅れ

昭和50年代に出来た施設の増改築で今日に至っているため、施設の老朽化は否めない。施設全体の冷暖房機器や入浴設備・トイレなど、昨今の一般的や住宅設備のレベルにはほど遠い。また、時代の要望に応え、施設全体を4つにユニット化したが、部分的な改修によるユニット化のため、各ユニットに独立した姿は感じられず、安全面においても不安を感じた。そのため、施設全体に温かい雰囲気を感じられず、障がいを持つ子ども達が家庭的な雰囲気でも過ごすことが出来る施設とはとても言い難い。

多感な時期に親元を離れて過ごす子ども達が、少しでも家庭に近い温かい生活環境で穏やかに生活できるよう、そして、障がい特性に配慮した安全設備を備えた施設となるよう全面的な改修を期待したい。

#### 知識や経験の継承のシステムへの課題

県立県営の施設から事業団が運営する指定管理施設へ移行する中、長い経験をもった県職員が施設から離れ、一時的に職員全体の経験やスキルへの不安な状態に感じられた。職員の研修体系に力を入れ質の向上に努めている様子はあるが、事業団への移行や障害者施設の将来像に伴う改革の必要性やスピードに対し、職員全体のスキルや理解が進んでいないと感じる職員の声が聞かれた。

利用者・職員全体の「安全・安心」を担保した改革を着実に進めていくことが必要と思われる。

## 7 事業評価の結果（詳細）と講評

評価対象 1 福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象 組織の運営管理(別添 1)  
評価対象 適切な福祉サービスの実施(別添 2)

## 8 利用者調査の結果

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第 1 条第 1 項の規定により、有効回答者数が 10 人未満のため(有効回答者数が利用者総数の半数未満のため)、非公開とします。

## 9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント(別添 4)

(平成 27 年 10 月 28 日記載)

信濃学園(以下「学園」という)は、児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年度から福祉型障害児入所施設となりましたが、引き続き、主たる障害の対象を知的障がいとしており、これまで同様、県内唯一の入所型施設として運営しております。

昭和 26 年に県立の知的障害児入所施設として設立されましたが、平成 23 年度から長野県からの指定管理により、現在は社会福祉法人長野県社会福祉事業団が運営を行っております。運営主体は変わりましたが、県立施設としての役割や「利用者が生活の主役」や「信濃学園 さわやか宣言 21(職員行動指針)」の精神は継承し、民間が有する専門性や柔軟な経営を取り入れ、利用者の将来を見据えた支援の充実にさらに努めていきたいと考えております。

今回の第三者評価は、学園にとって四度目の受審となりました。外部の専門家により様々な角度から評価を頂くことは、ときには漫然とした支援や施設運営に陥りがちなところに気づかされたり、さらなるサービスの向上に向けたヒントを得る貴重な機会となりました。評価結果で一定の評価を頂いた点はさらに充実に図り、改善する必要があるとされた点につきましては、県との情報共有及び協議を行い、また学園全体での検討を行い、よりよい生活環境とよりよい支援の提供を目指し、これまで以上に利用者や保護者、地域の方々から信頼される施設づくりに努めてまいります。